

三重県立自然公園条例の改正概要

三重県には、2つの国立公園（伊勢志摩・吉野熊野）、2つの国定公園（鈴鹿・室生赤目青山）のほか、5つの県立自然公園があり、県立自然公園は、「三重県立自然公園条例」（以下、「県条例」という。）に基づき、保全管理を行っています。

県条例は、県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の促進を図り、もって県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としています。

同趣旨の法律である自然公園法が、国立・国定公園において、地方自治体や関係事業者等による地域の主体的な取組を促す仕組みを新たに設け、保護のみならず、利用面での施策を強化し、「保護と利用の好循環」を実現するため、令和3年5月に改正され、令和4年4月1日に施行されました。

その改正に伴い、県条例においても県立自然公園の適正な保護とさらなる利活用の促進を図るため、新しい制度の創設など県条例の見直しを行います。

改正の主な内容

県条例の改正は、「自然公園法」の改正内容に準じ行うものとします。

1 「自然体験活動促進計画制度」の創設

市町やガイド事業者等からなる協議会が、地域の魅力を生かした自然体験活動の実施に向けた「自然体験活動促進計画」を作成し、県の認定を受けた場合、県条例に係る事業実施に必要な許可事務を不要とする特例により、手続を簡素化します。

これにより、地域関係者が一体となって行う魅力的な自然体験アクティビティの開発・提供等が進み、県立自然公園の利活用が促進されます。

2 「利用拠点整備改善計画制度」の創設

市町や旅行事業者等からなる協議会が、魅力的な滞在環境の整備に向けた「利用拠点整備改善計画」を作成し、県の認定を受けた場合、県条例に係る事業実施に必要な認可事務を不要とする特例により、手続を簡素化します。

これにより、地域関係者が一体となって行う廃屋の撤去や跡地を活用した拠点整備、景観デザインの統一等が進み、県立自然公園内における自然と調和した街並みづくりが促進されます。

3 餌付け行為への規制や違反行為への罰則強化

野生生物への餌付け行為に対する規制の新設や、植物の違法採取、伐採といった違反行為に対する罰則を強化します。

これにより、野生生物による人的・物的被害の発生の防止や、禁止行為への厳しい対処が可能となり、県立自然公園内の豊かな自然環境の確保が図られます。

罰則規定の改正内容

- (1) 県立自然公園の特別地域内等において、餌付け等により野生動物（鳥類または哺乳類に属するものに限る）の生態系に影響を与える行為の規制（30万円以下の罰金）の新設
- (2) 特別地域の行為規制等に違反した場合の罰則を1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に引き上げ（改正前：6カ月以下の懲役又は50万円以下の罰金）

4 公園事業の承継に係る規定の整備

公園事業の執行の認可を受けた公園事業者（国及び県以外の地方公共団体）が、経営状況の悪化や事業実施形態の変化等により事業の全部を譲渡する場合において、知事の承認を受けたときは、譲受人は公園事業の承継が行えることとします。

これにより、前の事業者が公園事業を廃止し次の事業者が改めて新規認可を受ける必要がなくなり、円滑に公園事業を実施することができます。

5 公園管理団体の行う業務の見直し

公園管理団体が行うこととされている業務には、その重要性に軽重があることから、公園管理団体の指定要件について見直しを行い、特に重要な業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合には、公園管理団体として指定し、県立自然公園の管理を実施してもらうことができるよう規定を整備します。

6 関係者の連携協力、利用者の増進に関するプロモーションの促進

県及び事業者等は、県立自然公園の保護及び適正な利用のため、相互に連携を図りながら、協力するよう努めることを規定します。

また、県立自然公園の情報提供・普及宣伝を行うなど、県立自然公園の利用の増進に努めることを規定します。